

ごみ処理広域化に関する事務監査請求・住民監査請求の監査結果

「請求（主張）には理由がない」と判断されました

事務監査請求について

平成27年1月21日、市内在住の20人の方々から10,873筆の署名を添えて、ごみ処理広域化計画の白紙撤回を求める事務監査請求が出されました。

◆結論：事務監査請求の主張については、その理由がないものと判断する。

◆請求の要旨と監査結果

請求の要旨1 三市長の「覚書」に反し、地元の声を無視しています。
監査委員の判断：市側の説明によって周辺住民が広域化について一定の理解を示していることが認められる。

請求の要旨2 市民参加ゼロの計画です。
監査委員の判断：現在の基本計画には、周辺住民の意見を反映させていることが認められる。

請求の要旨3 「ごみゼロ政策」を根底からこわします。
監査委員の判断：ごみ処理の広域化をしても、市がこれまで進めてきた「ごみゼロ政策」については、変更ないものと認められる。

請求の要旨4 市内全域に環境破壊・健康被害が広がる可能性があります。
監査委員の判断：新しい施設では、現在よりも格段に厳しい排出ガス自主規制値を設定し、広域化によって焼却量が増加しても排出ガス濃度は大幅に減少し、全国トップレベルの排出ガス基準を実施する等としていることから、市には、施設稼働後、排出ガス濃度基準等の規制を厳格に実施して、計測値を定期的に公開し、環境面、健康面において市民が安心して暮らせるよう、万全を期すことを要望する。

請求の要旨5 建設費が倍近くにふくれます。
監査委員の判断：建設資材や人件費の高騰の影響を受けていると考えられており、現段階での見積もりを不当とは認められない。

請求の要旨6 法制度・条例に反しています。
監査委員の判断：法制度・条例に反しているとは認められない。

◆監査委員の意見を受けて

今回の監査では請求者からの監査請求すべてについて市の主張が認められた結果となりましたが、一方で、「本事業における住民との合意形成過程が十分とは言えなかった等、市はごみ処理広域化計画の進め方について、真摯に反省しなければならない」と指摘を受けています。

現在、新石地区、新井地区、落川地区と3地区の地元の方々との意見交換の場を設けて継続的に話し合いをさせていただいています。一人でも多くの方々にごみ処理広域化の意義や利点を理解していただくとともに、安全で安心な施設の建設について周辺住民の皆さまのご理解・ご協力を得られるよう、丁寧な説明を続けてまいります。

住民監査請求について

平成27年3月31日に市内在住の9人の方々から、ごみ処理施設建設基本設計書に対する支出行為の不当・違法の確認等を求める住民監査請求が出されました。

◆結論：本請求には理由がないものと判断する。

◆請求の趣旨と監査結果

請求の趣旨及び理由

以下の3つの理由で、ごみ処理施設建設基本設計書に対する支出行為の不当・違法の確認を求めるとともに、ごみ処理広域化計画の推進によってこれ以上の損害が市民に発生することを防止するため、ごみ処理広域化計画推進行為を停止する措置を講ずるよう請求する。

1. ごみ処理広域化計画の条件とされた「周辺住民の理解」が得られていないこと
2. 市民参加がまったくなされていないこと
3. 本件契約（ごみ処理施設建設基本設計業務委託契約）に会計上の問題があること

監査委員の判断：契約期間末日において、成果品（基本設計書）の納品がないにもかかわらず、基本設計書の最終原稿を成果品とし、業務完了とみなしたことについて、それができる理由は見当たらず、契約代金（残代金）の支払いに係る一連の事務手続き及び会計処理は（法令に反し）、不当であるが、成果品（基本設計書）の納品が、納期の遅れはあったものの成されていることから、契約金額（残金）の支払いが不適切であったことに伴って、市に具体的な損害が発生している事実は認められない。

◆監査委員の意見を受けて

監査委員の監査結果では、「委託料の支払いに係る手続きの厳格かつ適正な執行に努めることを徹底されたい。」との意見が付されました。

この意見を真摯に受けとめ、深く反省し、今後の事務手続きにおいては厳格かつ適正な執行に組織を挙げて努めてまいります。

監査結果の詳細は、[日野市ホームページ](http://www.city.hino.lg.jp/)
 (http://www.city.hino.lg.jp/) からご覧になれます。

ホーム ▶ 市政情報 ▶ 行財政 ▶ 監査 ▶ 監査の結果(平成27年度)

